

議案第 6 4 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例
山陽小野田市手数料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 0 号）の一
部を次のように改正する。

別表第 1 4 の 4 の項中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改める。

別表第 1 5 に次のように加える。

5	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 (既存住宅)	法第 5 条の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定（既存住宅）	ア 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ） 1 件につき 7 4 , 0 0 0 円 イ 一戸建ての建築物以外の建築物 1 件につき 床面積の合計 1 0 0 平方メートル以下のもの 7 4 , 0 0 0 円 1 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下のもの 1 7 4 , 0 0 0 円 5 0 0 平方メートルを超えるもの 2 7 7 , 0 0 0 円
---	-------------------------------	------------------------------------	---

		<p>備考</p> <p>1 確認書等の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては56,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 100平方メートル以下のもの 56,000円</p> <p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 141,000円</p> <p>(3) 500平方メートルを超えるもの 222,000円</p> <p>2 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物の戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>	
6	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料（既存住宅）	法第8条の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更認定（既存住宅）	<p>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの</p> <p>1件につき</p> <p>5の項の備考2の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（既存住宅）の金額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの</p> <p>1件につき</p>

		1戸 10,000円 2戸以上5戸以下のもの 18,000円 6戸以上10戸以下のもの 29,000円
	備考	
	1 5の項の備考2は、この場合に準用する。	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第14の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第64号参考資料

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第14（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第14（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	仮設建築物建築許可申請手数料	法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可	1件につき 床面積の合計 100平方メートル以下のもの 16,000円 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 60,000円 500平方メートルを超えるもの 120,000円	4	仮設建築物建築許可申請手数料	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可	1件につき 床面積の合計 100平方メートル以下のもの 16,000円 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 60,000円 500平方メートルを超えるもの 120,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第15（第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律				別表第15（第2条関係） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律			

第87号。以下この表において「法」という。)に関する事務

	名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
4	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (既存住宅)	法第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定(既存住宅)	<p>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき 1の項の備考2及び3の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(既存住宅)の金額の2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの 1件につき 1戸 10,000円 2戸以上5戸以下のもの 18,000円 6戸以上10戸以下のもの 29,000円</p>
		備考 1 法第8条第2項において準用する法第6	

第87号。以下この表において「法」という。)に関する事務

	名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
4	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (既存住宅)	法第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定(既存住宅)	<p>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの 1件につき 1の項の備考2及び3の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(既存住宅)の金額の2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの 1件につき 1戸 10,000円 2戸以上5戸以下のもの 18,000円 6戸以上10戸以下のもの 29,000円</p>
		備考 1 法第8条第2項において準用する法第6	

		<p>条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（既存住宅）に関する部分の備考3は、この場合に準用する。</p>			<p>条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p> <p>2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（既存住宅）に関する部分の備考3は、この場合に準用する。</p>
5	<u>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料（既存住宅）</u>	<u>法第5条の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定（既存住宅）</u>	<p>ア <u>一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ）</u> 1件につき <u>74,000円</u></p> <p>イ <u>一戸建ての建築物以外の建築物</u> 1件につき <u>床面積の合計100平方メートル以下のもの</u> <u>74,000円</u> <u>100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</u> <u>174,000円</u></p>		

500平方メートル
を超えるもの
277,000円

備考

1 確認書等の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては56,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100平方メートル以下のもの
56,000円

(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 141,000円

(3) 500平方メートルを超えるもの
222,000円

2 同一の建築物について同時に2以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る建築物の戸数の合計数で除し、これに申請に係る戸数をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

6	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料(既存住宅)	<p>法第8条の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更認定(既存住宅)</p> <p>備考</p> <p>1 5の項の備考2は、この場合に準用する。</p>	<p>ア 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの</p> <p>1件につき</p> <p>5の項の備考2の規定を適用しないものとして計算した場合における長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料(既存住宅)の金額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの</p> <p>1件につき</p> <p>1戸 10,000円</p> <p>2戸以上5戸以下のもの 18,000円</p> <p>6戸以上10戸以下のもの 29,000円</p>			
---	-----------------------------	--	--	--	--	--